に基づく地方公共団体の報告に関する総理府令第１条第１項による調製様式及び提出期日について」（昭和二十八年七月一日付自甲発第二百九十五号）に基づき調製された道府県税の課税状況等に関する調をいう。」を削り、同条第二項第１号中「85,200円」を「85,700円」に、「平成22年度」を「平成23年度」に、「0.999」を「1.146」に、「1.010」を「1.104」に、「地方税法第37条の２第１項第３号又は第314条の７第１項第３号」を「地方税法第37条の２第１項第３号及び第４号又は第314条の７第１項第３号及び第４号」に、「9.528」を「0.326」に、「0.905」を「1.086」に改め、同条第四項第一号中「1.02（ただし、福島県にあつては0.90」を「0.96」に改め、同条第五項中「1.055」を「1.107」に、「0.972」を「1.056」に改め、同条第六項中「0.928」を「1.072」に、「0.908」を「1.103」に改め、同条第七項中「1.188」を「0.731」に、「1.186」を「0.735」に改める。

第十九条第二項中「3,919千円」を「3,979千円」に、「1,024千円」を「1,200千円」に、「0.034」を「0.026」に改め、同条第三項第１号中「1.14（ただし、福島県にあつては0.90）」を「1.10」に改める。

第十九条の二第一項中「0.00687134」を「0.00684426」に、「0.00342019」を「0.003340084」に改め、同条第三項中「0.00252384」を「0.00261619」に、「0.00124921」を「0.00128878」に改める。

第二十条中「0.01836」を「0.01943」に改める。

第二十一条中「1.1110」を「0.6709」に、「に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、」を「が500未満であるときは０とし、（Ａ×α）に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て」に改め、同条算式の符号中「に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て」を「が500未満であるときは０とし、当該売渡し等に係る製造たばこの本数に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て」に改める。

第二十二条中「56,000円」を「55,300円」に改める。

第二十三条中「44,900円」を「50,800円」に、「附則第12条の２の４又は附則第52条第１項の規定若しくは地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。以下「平成24年地方税法等改正法」という。）第１条の規定による改正前の地方税法（以下「平成24年改正前地方税法」という。）附則第12条の２の２第１項又は第２項若しくは附則第52条第２項」を「附則第12条の２の２第１項又は第２項、附則第12条の２の４若しくは附則第52条第１項又は第２項」に改め、「平成24年改正前」を削る。

第二十四条中「28,000円」を「27,700円」に、「0.908」を「0.903」に、「13,900円」を「16,200円」に、「9,500円」を「9,300円」に、「別表第十の二」を「別表第十二」に改める。

第二十七条第１号中「又は同条第十項」を「、同条第九項又は第三十七項」に、「、同条第十項」を「、同条第九項又は第三十七項」に改める。

第二十九条中「〇・九九一」を「〇・九七五」に改める。

第二十九条の二中「〇・九九一」を「一・〇〇八」に改める。

第二十九条の三中「〇・九九五八」を「〇・九九八」に改める。

第三十一条第三項第１号中「127,800円」を「128,400円」に、「平成22年度」を「平成23年度」に、「0.999」を「1.146」に、「1.013」を「1.111」に、「地方税法第37条の２第１項第３号又は第314条の７第１項第３号」を「地方税法第37条の２第１項第３号及び第４号又は第314条の７第１項第３号及び第４号」に、「9.552」を「0.307」に、「0.905」を「1.086」に、「119,627」を「124,048」に改め、同項第二号中「算式の符号Ｂ」を削り、同条第四項第１号算式の符号中「1.04」を「0.98」に、「別表第六の三」を「別表第六の二」に改める。

第三十二条第二項中「附則第55条第３項」を「附則第55条第５項」に改め、同項算式の符号Ｃを次のように改める。

Ｃ　地方税法第351条の規定に該当する法定免税点未満のものの額並びに同法第349条の３第10項、第12項、第20項、第23項、第24項及び第28項、第349条の３の２並びに第349条の３の３の規定並びに附則第15条第12項、第18項、第22項、第23項、第26項及び第27項、第15条の２第２項、第15条の３第１項、第29条の７第２項並びに第56条第１項、第10項及び第13項の規定並びに地方税法等の一部を改正する法律（平成10年法律第27号）附則第６条第９項、地方税法の一部を改正する法律（平成11年法律第15号）附則第８条第８項、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第７号）附則第13条第９項並びに平成24年地方税法等改正法附則第８条第12項の規定に該当する課税標準の特例による減少額として総務大臣が調査した額並びに地方税法附則第18条、第19条、第19条の３及び第19条の４の規定に基づく特例による課税標準の減少額として総務大臣が調査した額

第三十二条第二項算式の符号Ｂ中「第55条第４項並びに第55条の２第４項」を「第55条第６項並びに第55条の２第４項及び第６項」に改め、同条第三項中「附則第五十五条第三項」を「附則第五十五条第五項」に、「附則第十五条第一項、第四項、第五項、第十二項、第十四項、第十八項から第二十六項まで、第二十八項、第三十項、第三十二項、第三十四項及び第三十六項」を「附則第十五条第一項、第四項、第十二項、第十六項から第二十四項まで、第二十六項、第二十七項、第二十九項、第三十一項、第三十三項、第三十七及び第三十八項」に改め、「、第十五項及び第十八項」を削り、「附則第六条第二項、第三項、第五項、第六項及び第十一項」を「附則第六条第二項及び第六項」に、「附則第十条第四項、第十二項及び第十七項」を「附則第十条第四項及び第十七項」に、「並びに平成二十四年地方税法等改正法附則第八条第二項及び第十項」を「、平成二十四年地方税法等改正法附則第八条第十項並びに地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下「平成二十五年地方税法改正法」という。）附則第十一条第二項」に、「第十六条の二第一項及び第三項、第五十五条第四項、第五十五条の二第四項」を「第五十五条第六項、第五十五条の二第四項及び第六項」に、「並びに平成二十四年地方税法等改正法附則第八条第十一項及び第十三項」を「、平成二十四年地方税法等改正法附則第八条第十一項及び第十三項並びに平成二十五年地方税法改正法附則第十一条第四項及び第六項」に改め、同条第四項中「又は同条第十項」を「、同条第九項又は同条第三十七項」に、「同条第十項に係るもの」を「同条第九項に係るもの」に改め、「三分の二」の下に「、同条第三十七項に係るものにあつては三分の一」を加える。

第三十三条中「〇・九七六」を「〇・九七七」に改める。

第三十四条中「に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、」を「が500未満であるときは０とし、（Ａ×Ｂ）に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て」に改め、同条算式中「3.4112」を「3.8208」に、「0.9951」を「1.0133」に改め、同条算式の符号Ｂを次のように改める。

Ｂ　次の算式によつて算定した市町村ごとの乗率（算定の過程及び当該乗率に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この条において同じ。）

算式

$$\sqrt{\frac{a}{b}} \times 0.9951$$

$\sqrt{\frac{a}{b}}$はｂが０であるときは０とする

算式の符号

ａ　前記Ａに同じ。

ｂ　当該年度の前４年度の３月１日から前３年度の２月末日までの間の当該市町村の区域内における売渡し等に係る製造たばこの本数（500未満であるときは０とし、当該売渡し等に係る製造たばこの本数に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。）